

令和3年度 第8回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和3年 11月25日 (木)			
開 催 場 所	今帰仁村役場 第1会議室			
開 催 日 時	令和3年	11月25日	午後	1時 32分 開 会
	令和3年	11月25日	午後	4時 11分 閉 会
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠 席 委 員 番 号				
議 事 録 署 名 委 員	8 番	仲宗根 和盛	1 番	米須 清和

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和3年度 第8回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、8番 仲宗根 和盛（なかそね かずもり）委員、1番 米須 清和（こめす きよかず）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業委員・推進委員研修について 報告3 令和3年度利用意向調査について
議 長 （日程第4）	<p>それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第48号 農用地利用集積計画の意見決定について</p> <p>議案第49号 非農地証明願いについて</p> <p>議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第51号 農地転用事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第53号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について</p> <p>以上です。</p> <p>本日の提案された議案第47号から第53号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが9件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	（異議なしの声あり）

議 長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩 午後 1時 37分 再開 午後 2時 22分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、本議案には1番 米須 清和（こめす きよかず）委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。最初に、整理番号4番について審議・採決を行います。米須 清和委員は退席をお願いします。</p> <p>（米須 清和委員退席）</p> <p>米須 清和委員が退席されましたので、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>（議案書に基づいて議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番の内容を説明）</p> <p>事務局といたしましては、4ページにあります【別添】「3条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番について質疑はございませんか。</p>
	<p>（質疑なし）</p>
議 長	<p>議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番について異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、米須委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(米須 清和委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から3番について議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から3番についての内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページから3ページにあります【別添】「3条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番及び2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番及び2番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を貸借設定する新規就農者で、令和3年11月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>

委 員	整理番号1番及び2番の方は、これから新規就農事業や新規就農認定農業者の認定を受ける予定はありますか。
事 務 局	認定の手続きを行っていたかと思いますが、本人にもう一度確認してみます。
議 長	よろしいでしょうか。議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から3番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から3番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。 (議案書に基づいて議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係及び所有権移転関係の内容を説明) 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係整理番号1番及び利用権設定等関係整理番号1番から11番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」8ページにある所有権移転関係整理番号1番及び6ページにある利用権設定等関係整理番号1番から11番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を取得する新規就農者で、令和3年11月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。

議 長	<p>続いて、議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号12番から16番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」6ページから7ページにある利用権設定等関係整理番号12番から16番については、今帰仁村で農地4,120㎡を使用貸借し、名護市で農地990㎡の利用権設定を同時に行い、計5,110㎡の農地を耕作する新規就農者で、令和3年11月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
委 員	<p>先月話し合った基盤強化法の所有権移転による嘱託登記の基準（案）が適用された場合、今回の申請あげてる人は該当しないってことですか。</p>
事 務 局	<p>そうですね。認定農業者であるか人・農地プランに入っていないと要件が合わなくなるので、もしその基準（案）のとおり決定されると該当しなくなる方ではあります。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第48号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第49号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第49号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p>

		<p>以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議 長		<p>ただ今、説明がありました議案第49号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。</p>
		(質疑なし)
議 長		<p>議案第49号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議 長		<p>議案第49号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは、私のほうから議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長		<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員		<p>議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年11月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ土地に対する建物の面積が少ないのが気になったので、皆さんの意見を聞きたいです。以上です。</p>

議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委 員	申請要旨や備考欄に建物の構造や面積等の情報を表示してほしいです。今回の申請は面積 500 m ² 以下ではあるが、建物面積が小さすぎます。基本建ぺい率 22%以上を目安としているが、それよりもはるかに下回っていると思うので、住宅以外のその他の利用状況について説明をお願いします。
事 務 局	建築面積が 18 m ² 、土地の面積が 2 筆合わせて 325 m ² となっています。建物はプレハブで建ぺい率は 6%、駐車場が 45 m ² 、盆栽置き場が 30 m ² 、と 25 m ² 、家の周りに植樹があります。
委 員	県の方にはしっかりこれだけの面積を使うという説明をしてください。4条で所有権移転が目的ではないので、問題ないかと思いますが。
議 長	よろしいでしょうか。議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	-(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 51 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 51 号「農地転用事業計画変更承認申請について」説明いたします。 (議案書に基づいて議案第 51 号整理番号 1 番について内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 51 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委員	<p>議案第51号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番については、令和3年11月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>議案第51号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第51号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第52号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>

委員	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年11月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第52号整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>

委員	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和3年11月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第52号整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>

委員	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、令和3年11月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。500㎡を超える土地ですが、駐車場の台数を多くほしいのと家庭菜園を作るといことです。建ぺい率は17%で目安の22%を超えていませんが、皆さんの判断に任せます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第52号整理番号4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>

委員	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、令和3年11月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ車両解体施設なので地域への説明が必要ではないかと申請人へは伝えたのですが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
委員	<p>車両解体施設ということで、面接時に申請人へは地域へある程度説明するよう伝えたんですが、今現在、地域説明を特にやっておらず同意書も取っていないとのことだったので、経緯を事務局から説明してほしいです。</p>
事務局	<p>面接時に区長の判断及び評議員の判断、もしくは地元説明会を行い、同意書を取っていた方がいいという意見がありました。委任者から区長へ連絡し相談した結果、周辺住民へは区長から説明するとのことでした。説明は今からなので同意書はまだもらえてないです。</p>
委員	<p>農業委員としては地域の同意を得てから判断したいので、次回の総会に回して審議した方がいいのでは？</p>
委員	<p>隣地所有者の同意は得てるんですよね？それ以上の近隣住民の同意をもらうため要請することは、農業委員の権限外ではないでしょうか。法的根拠としてその同意書をもたえなければ保留にするということを、ちゃんと根拠があつてしなければならないです。もし保留にしてまた1ヶ月待たせると、申請人の損害が大きいと思います。それを法的根拠もない同意書をもらってくださいと要請するために、保留にしてしまっているのでしょうか。もう少し考えて決めた方がいいと思います。隣地所有者の同意を求めることは法的根拠があるので構わないが、地域住民まで同意を求めることは農業委員の審査の権限を越えているのではないのでしょうか。保留にして同意書を求める根拠は？と申請人に聞かれた場合、立場が悪くなるのは村だと思うので。農業委員会の総会で保留という判断はなく、基本可否を決めるものなので今回の場合、私人が持っている土地を売買する申請で、周辺住民の同意を求めることは難しいかと…。</p>

委員	面接の中で土地の利用について細かい説明をしてくれたのですが、それは地域の方へ説明し、同意を得てほしいと依頼したのですが…。
委員	それと農業委員の審査は別個として進めるべきではないでしょうか。農業委員会が許可をしたから住民も同意をしなければならないということではないので。
委員	法的には農業委員会への責任はないが、農業委員会以外の他機関は審査したり許可したりしないので、せめて住民へはしっかり説明してほしいです。何かトラブルになった時クレームはこちらに来ると思うので、それを防ぐためにも必要かと。
委員	ただ後ろ盾のない状態で保留にしてしまうのは危険だと思います。
委員	事務局には受付時点で申請内容をしっかり確認してもらい、方向性を決めてどのように進めていくかを提示したうえで総会に上げてほしいです。
委員	可決しにくい申請ですが、否決するまでの理由もないですね。地域への説明が済んでいないというのが引っかかるだけで。
委員	個人個人が可否を判断した方がいいのでは？多数決で採決を取る形で。
議長	暫時休憩します。
	休憩 午後 3時 58分 再開 午後 4時 0分
議長	休憩前に引き続き再開します。議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、多数決で採決を取りたいと思います。可決という方は挙手をお願いします。
	挙手 可決 5人 ・ 否決 2人
議長	多数決の結果、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、可決ということで異議はございませんか。

		(異議なしの声あり)
議 長		<p>異議なしとのことでありますので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については可決といたします。</p> <p>続きまして、議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは、私のほうから議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。</p> <p>(議案書読み上げ)</p> <p>ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。</p>
議 長		それでは資料確認のため、休憩します。
		<p>休憩 午後 4時 2分</p> <p>(資料確認及び議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明)</p> <p>再開 午後 4時 10分</p>
議 長		休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議 長		議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和3年12月23日(木)を予定しています。 これにて令和3年度第8回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 4時 11分
	会長 内間 正樹 印
	議事録署名委員
	印
	印